

大井町広報紙広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大井町（以下「町」という。）が発行する広報おい又は広報おおいおしらせ（以下「広報紙」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載基準)

第2条 広報紙に掲載する広告は、大井町広告掲載基準第4条によるものとする。

(広告の掲載順位)

第3条 広告の掲載の順位は、次に掲げるとおりとする。この場合において、同順位に複数
のものがある場合は、掲載期間が長い広告を優先するものとし、掲載期間が同一の場合
は、抽選により順位を決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものが掲載しようとする広告
- (2) 私企業で公益性の高いものが掲載しようとする広告
- (3) 私企業で町内に事業所等を有するものが掲載しようとする広告
- (4) その他掲載する広告として妥当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告の掲載位置は、町の広報紙のうち町が指定する位置とし、枠数は広報紙1号に
つき6枠までとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1月単位とし、6月を上限とする。ただし、再掲載を妨げるも
のではない。

- 2 広報紙の広告の掲載は、1日号とする。
- 3 広告の掲載期間内に町の都合で掲載できない場合や広報紙を休刊した場合は、その期間
に応じ掲載期間を延長する。

(広告の規格)

第6条 1枠の大きさは、縦6.5センチメートル、横5.5センチメートルとし、広報紙1号
に掲載できる広告の枠数は、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）につき
3枠までとする。

- 2 2枠の大きさは、縦6.5センチメートル、横11.5センチメートルとし、3枠の大きさは、
縦6.5センチメートル、横17.5センチメートルとする。
- 3 色は、1色刷りとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠あたり月額5,000円とする。ただし、2枠の場合は月額9,500
円、3枠の場合は月額14,000円とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、広報紙やホームページ等により行う。

2 前項にかかわらず、町は、第3条第1号から第3号に該当する団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み及び決定)

第9条 申込者は、広告の掲載を希望する月の初日の40日前までに、大井町広報紙広告掲載申込書(第1号様式)に別表第1に定める書類を添付して、町長に申し込むものとする。再掲載の場合も同様とする。

2 町長は、第1項の申込書を受理したときは、第2条及び第3条の規定に基づき掲載の可否を決定し、大井町広報紙広告掲載結果通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告を掲載することを承諾された者(以下「広告主」という。)は、広告の掲載をしようとする月の初日の20日前までに町長が発行する納入通知書により広告掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、広報紙の発行日の30日前までに提出するものとする。ただし、原稿提出の締め切り日が町の休日にあたる場合はその前日とする。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 町の広報紙作成上支障があるとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (4) 広告主又は広告内容が不相当であると認められたとき。

(広告掲載の中止)

第14条 広告主は、広告の掲載を中止するときは、大井町広報紙広告掲載中止届出書(第3号様式)により町長に届出しなければならない。

2 前項の届出があったときは、町長は大井町広報紙広告掲載中止決定通知書(第4号様式)を広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第15条 納付済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

- (1) 掲載期間開始前に、前条の規定による広告の掲載の中止の届出があった場合は、納付済みの広告掲載料を還付する。

(2) 第5条第3項の規定により広告が掲載できなかつた場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合は、納付済みの広告掲載料を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、大井町広報紙広告掲載料還付請求書（第5号様式）により町長に請求するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は大井町広告掲載要綱の規定を適用する。

第17条 前条に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は町長が定める。

附 則

この要領は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

大井町広報紙広告掲載申込書添付書類	
1	会社（申込者）案内のパンフレット等（事業内容、社歴等がわかるもの。）
2	資格、免許等を必要とする業種については、資格を証する書面、免許証の写し等
3	会社（申込者）の登記事項証明書の原本または写し